

令和6年第5回津南町議会臨時会会議録

(11月8日)

招集告示年月日		令和6年10月29日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和6年11月8日午後1時00分			閉会	令和6年11月8日午後1時44分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長			
	教育長			DMO推進室長			
	農業委員長			建設課長			
	監査委員			教育委員会教育次長			
	総務課長	鈴木正人	○	ジオパーク推進室長			
	福祉保健課長	野崎健	○	会計管理者			
	税務町民課長			病院事務長			
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	保坂晃久	班長	太田一規	
会議録署名議員		3番	村山 郁夫		7番	風巻 光明	

〔付議事件〕

(11月8日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第4号 専決処分の承認について(令和6年度津南町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第4 議案第54号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 津南町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 財産の処分について(旧美雪町教員住宅)
- 日程第9 議案第59号 令和6年度津南町一般会計補正予算(第8号)

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和6年第5回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午後1時00分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3番、村山郁夫議員、7番、風巻光明議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

**承認第4号 専決処分の承認について（令和6年度津南町一般会計補正予算（第7号））**

議長（恩田 稔）

承認第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第4号につきましては、衆議院解散により、10月27日に衆議院議員総選挙が執行されることとなったため、所要額の補正について10月9日付けで専決処分をしたものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 4

議案第54号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日 程 第 5

議案第55号 津南町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日 程 第 6

議案第56号 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日 程 第 7

議案第57号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第54号から議案第57号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第54号から議案第57号まで一括して説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われ、健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする制度を導入することに対応するため、津南町国民健康保険条例、津南町老人医療費助成に関する条例、津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例及び津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

マイナンバーカードを持っていない人や持ってもカードに保険証の利用登録をしていない人には現行の保険証とそっくりな資格確認書が。これは申請が不要なのでしょうか。そこをお聞きします。

それから、マイナ保険証ですが、今の利用率が非常に低迷しているというお話を全国でも聞いていますけれども、津南町の場合はマイナ保険証の利用率はどのくらいなのか、まず、お聞きします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

マイナ保険証が申請かどうかという御質疑でございます。今、議員のお話のようにマイナンバーカードを持っていない、あるいはマイナンバーカードを持っていたとしてもマイナ保険証と紐付けをされていない方につきましては、12月2日以降の受診に間に合うように、申請がなくても加入されている保険者のほうから資格確認書が送付されるということでございます。ただ、現行の保険証が1年間は有効、国民健康保険の方につきましては来年の7月いっぱいまで有効期間がございますので、その間はそちらのほうを使っていただくということで御理解いただきたいと思います。

それから、マイナ保険証の利用率ということでございます。町のほうで確認できるのは国民健康保険、後期高齢者医療の二つでございますけれども、国民健康保険の登録率につきましては、10月25日時点で津南町の国民健康保険全体の加入者のうち61.35%の方が紐付けされているということでございます。利用率につきましては、こちらは9月現在が最新でございますけれども、14.5%でございます。後期高齢者医療のほうにつきましては、こちらはいずれも令和6年9月現在ということでございますけれども、登録率が40.3%、利用率は6.37%となっているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

全国的にも13.87%の利用率だそうですけれども、非常に低迷している。これは国家公務員も更に低いのだそうです。それは一本化への大きな不安があるということで、なかなか進まないのだと思います。ですので、紙ベースの今の保険証を残してほしいという声が全国的にもすごく増えているのです。今回、選挙の話になりますけれども、石破首相が総裁選の時に「現行保険証とマイナ保険証の併用も選択肢として当然ある。」と言っていたのに、総裁選後には「新規発行の停止はスケジュールどおり行う。」と手のひらを返したようなあきれたことなのだそうですけれども、こういうことを言っている。まだシステムも非常に複雑化していて、手続なども資格確認では9種類もあると聞いています。これは医療機関の窓口でも非常に混乱を起こすと言われてはいますけれども、これは津南病院の場合もそうですし、ほかの病院にかかる場合も本当にスムーズに、マイナ保険証で窓口に行くとスムーズに行くとお考えですか。町長もどう思いますか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

いわゆる制度の過渡期ということでございまして、当然、資格確認書も最大5年間は発行するという状況のなかで、マイナ保険証と資格確認書が混在する時期が最高でも5年くらいは今後続くのかなと想定されるところでございます。医療機関のほうでも端末を設置して、また、医療機関の中でも、最初からマイナ保険証を出してください、従来どおり保険証を出してくださいと、医療機関によっても対応がまだまちまちなところもあると認識しているところでございます。ただ、今後の流れのなかでは、マイナ保険証は国の進める方針の中で進めていくということでございますので、町としても、その辺のところは沿ったかたちで進めていきますけれども、何はともあれ、まずは町民の方が不安なくそちらのほうに移行できるように丁寧な説明等はさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今ほど、福祉保健課長が申し上げたことと重複いたしますけれども、マイナ保険証につきましては、この時代の流れの中のDX化という中の移行期であり、ある程度、紙とデジタルが重複する期間があるということは考えております。ただ、今後、やはりそれによって町民生活が、あるいは、これは国でありますので国民生活がより良くなるということの方向で進めていると思っておりますので、そういった方向に向けて町としても得られる指針を受けつつ対応してまいらざるを得ないということで対応していきたいと思っております。津南病院の対応につきましては、しっかりと混乱なく移行できるように指示をしているところであります。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

このマイナ保険証は、8割以上トラブルがあると聞いています。いまだに現行の保険証を使っているというのが8割以上だそうです。やっぱり皆さんまだこのシステムを理解もしていないし、複雑化しています。これをしっかり始まる前に町民にも周知する必要があると思いますし、障害者の方も意思疎通が困難な方のことも考えて、今までそれを考えてこなかった政府が資格確認の仕組みをより複雑化させてきたのではないかなと思います。やっぱり町民もそうですけれども、紙ベースも残してマイナ保険証も併せてやっていくということが多くの声だと思いますので、やっぱり町長からも課長からも国のほうにはそこのところをしっかりと伝えていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第54号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第54号について採決いたします。

議案第54号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第55号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第55号について採決いたします。

議案第55号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第56号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第56号について採決いたします。

議案第56号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 57 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 57 号について採決いたします。

議案第 57 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（起立 10 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第 58 号 財産の処分について（旧美雪町教員住宅）

議長（恩田 稔）

議案第 58 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 58 号につきましては、遊休資産の有効活用を図るため、旧美雪町教員住宅を売却するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 58 号について採決いたします。

議案第 58 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。



## 日 程 第 9

### 議案第 59 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 8 号）

議長（恩田 稔）

議案第 59 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 59 号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、町有建物売払収入の増でございます。

福祉保健課関係では、歳出で、地域福祉基金積立金の増でございます。

農林振興課関係では、歳入で、きのこ王国支援事業県補助金の増。歳出で、きのこ王国支援事業補助金の増でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

昨日の全員協議会の後にこの内容をお聞きしました。私の感想としては、土地代が非常に安いということですが、契約は契約なので、それで進めるのだらうと思います。これによって、建物と土地の固定資産税はどのように入ってくるのか。どのように入ってくるのか、入ってくると思うのですが、どれくらい入ってくるのか。

それから、ここに住民が多分、外国人の労働の方が大分入るのだらうと思いますけれども、こういった方が増加して入った場合に、いわゆる町民税はどのくらい増えるのか。その辺はどういうふうに試算しているか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

固定資産税の関係ですが、個人の資産になるものでございますので、ここで具体的に幾らと申し上げるのは差し控えていただきたいと思いますところですが、仮にですが、私ども、評価額と実際の売買額は、そう大きな相違はないものと思っておりますが、1.4%ということでございますので、こちらの金額に 1.4%を掛けたものが参考程度にはなるかなと思っております。

その辺りで御了解いただければと思っているところでございます。ただ、実際の評価額とこの売買金額が一致しているかということ、そうではないということも併せて御了解いただければと思っています。

それから、外国人の労働者がもし入ったときに住民税はというところなのですけれども、給与額も私どもは承知しているわけではございませんし、控除の額がどれくらいになってくるのか分からない部分がございますので、なんとも言えないところでございますが、従業員の雇用が生まれるというところは当然住民税のほうも増収になると考えているところでございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

1.4%を掛ければ固定資産税は分かるということで、大体分かりますけれども、これは契約する時に、今年度の固定資産税というのは12月から3月までを普通は前取りしますよね、契約の時に。前取りというか、来月から当然、固定資産税は。でも、固定資産税というのは年4回払いですから、多分、12月から3月の分は一括して頂けるのだらうなと思っているのですけれども、そうすると、またここに補正で積上げなければいけませんよね。固定資産税増という、この所に。その辺はどういうふうにお考えか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

固定資産税につきましては、年割といいますか、途中で課税主体が変わっても、確か1月1日だと思ったのですが、1月1日の所有者に課税をされるということが原則でございますので、本年度については、購入した場合には掛からないということになります。来年から固定資産税が掛かってくるということになります。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

教員住宅の売買についてお聞きいたします。全額、地域福祉基金に積立てという判断がなされたようではございますが、これについては、元々の教育委員会の財産であったものでございますし、また、保育園の建築等、予定もされておりますので、これを財政調整基金等に入れなかった理由というのをもう少し経緯を教えてください。先ほどは、買主が福祉関係の事業者ということではあったのでございますが、もう少しその辺の経過がございましたら教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

私どもとすれば、こういった固定資産の売却でございますので、一般会計の中にそのまま入れたままにしないようにはしましようというところから議論が始まったところでございます。しっかり基金に積んで、目的のあるものとして残したいと考えたところでございます。どこの基金に積むかというところですが、実は地域福祉基金のほうは、この先、しっかりした支出といいますか、基金を使わなければいけない事業が一部計画されているところがございます。そうしたなかで、本来は、ここを何らかのものを使って積み立てていきたいという思いが私どもの中にございました。この大元のものが教員住宅であったというところではあるのですが、これにつきましては、基本的に公立学校共済組合さんのほうのお金を使って建てたものであるということで聞いているところでございます。町のお金が掛かっていないところでございます。そうしたなかで、私どもとすれば、今回の売却に当たって、お金がそもそもどこから入ってきたのかというところを重視いたしまして、地域福祉基金のほうに積立てをさせていただくということを選ばせていただいたものでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 59 号について採決いたします。

議案第 59 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 6 年第 5 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後 1 時 44 分）—